都市計画税の使途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和４３年法律第１００号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入　（単位：千円）

予算科目			内容	決算額
１款 町税	５項 都市計画税	１目 都市計画税	現年課税分	334,869
			滞納繰越分	1,868
計				336,737

歳出　（単位：千円）

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
８款 土木費	４項 都市計画費	１目 都市計画総務費	都市計画総務一般事務費	317			317	0
			都市政策課職員人件費	47,927	105	414	47,408	1,379
			都市政策課（事業費支弁）職員人件費	10,057			10,057	10,057
		２目 街路事業費	小渕江南線整備事業費	2,610	824		1,786	0
		３目 下水道費	下水道事業費	422,546			422,546	422,546
		４目 公園費	都市公園整備事業費	18,007	5,051		12,956	0
１２款 公債費	１項 公債費	１目 元金	町債償還元金（都市計画事業に係る償還元金）	2,766			2,766	2,766
		２目 利子	町債等償還利子（都市計画事業に係る償還利子）	42			42	42
計				504,272	5,980	414	497,878	436,790